

国立大学法人筑波技術大学研究データの保存・管理および研究倫理教育に関する細則

〔令和2年2月26日〕
細則第2号

(趣旨)

1. 本細則は、国立大学法人筑波技術大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則（以下「規則」という。）第42条に基づき、本学における研究データの保存・管理および研究倫理教育について必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

2. この細則で使用する用語の定義は、それぞれ規則の定めるところによる。
3. 研究者等のうち、本学において研究活動に従事する学生には、大学院技術科学研究科に在籍する大学院生を含み、本学の学部学生は含まないものとする。

(定期的な研究倫理教育の受講)

4. 本学に新たに採用または入学したもしくは本学において研究活動を開始した研究者等および研究支援人材は、採用日または入学日もしくは研究開始日から起算して1年以内に、規則第7条第2項に基づき実施される研究倫理教育を受講しなければならない。
5. 研究者等および研究支援人材は、規則第7条第2項に基づき実施される研究倫理教育を、前回の受講を完了した年度の2年後の年度末までに再度受講しなければならない。
6. 研究者等または研究支援人材が他の学術研究機関における研究倫理教育の受講を完了し、研究倫理教育責任者が認めた場合は、これをもって第4項または第5項における研究倫理教育の受講に替えることができる。

(研究データの保存)

7. 規則第3条第3項により研究者等に義務付けられる研究データの保存・管理の期間は、原則として、当該研究データをもとにした研究成果の発表から起算して、実験データ等の研究資料については10年間、試料や標本などの有体物については5年を最短とする。ただし、保存が著しく困難である場合や保存のためのコストやスペースが膨大になるなど、社会通念上やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。また、関係法令等により研究データの扱いに特段の規定がある場合はそれに従うものとする。
8. 研究者等は、原則として、規則第3条第3項により保存・管理する研究データのうち実験データ等の研究資料を本学の研究データ蓄積機器（以下「データ蓄積機

器」という。)に保存するものとする。ただし、特許出願に関わるなどの特別な事情によりデータ蓄積機器に保存することが適切でない研究データは、部局責任者の了承のもと、データ蓄積機器に保存しないことができる。

附 則

この細則は、令和2年2月26日から施行する。